

芸術銀河・アートを通じた地域協働支援事業補助金 募集要項

1 事業内容

みやぎ県民文化創造の祭典（愛称：芸術銀河）実行委員会では、普段芸術に触れる機会の少ない地域の人々に芸術に触れる機会を創出するため、国内外から招聘したアーティストが一定期間滞在し、歴史や文化、自然、産業などの地域資源を活用しながら、地域とのつながりの中で作品制作を行うこと（以下「アーティスト・イン・レジデンス」という。）で、地域との協働が生まれ、地域に賑わいをもたらすとともに、アートの普及や若手アーティスト等の育成につなげることを目的として、芸術銀河・アートを通じた地域協働支援事業補助金を交付します。

2 主催

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会

3 事業期間

交付決定日～令和9年2月28日（日）

なお、滞在期間は上記期間のうち延べ7日以上21日以内とすること。

4 募集人数

2団体程度

5 補助内容

- (1) 作品制作費…調査・材料費、展示準備・撤去費、広報費、制作・発表用会場の借上料等
- (2) 地域交流事業費…地域との交流事業に要する費用
- (3) 滞在費…宿泊費及び宿泊場所から制作場所までの移動に係る費用等
- (4) 交通費…アーティスト等の居住地又は所在地の最寄りの主要駅から、宮城県（制作場所）までの往復分の交通費の実費

※ 上記、(1)～(4)について、芸術銀河・アートを通じた地域協働支援事業交付要綱別表に基づき、補助額の合計上限額は30万円とし、予算の範囲内で主催者が補助金として事業者に支払います。なお、保険料、金融機関、宅配業者等に支払う手数料（振込手数料、代引き手数料等）は補助対象経費に含みません。

※ 補助金の交付時期は会長が必要と認める場合、補助額の7割の額までを限度として概算払いを可能とし、活動終了後、精算をした上で残額を支払います。精算時に、各経費に係る領収書等（交通費についてはチケット等）を提出してください。決算状況によっては、補助額が減額になる場合があります。

※ 1,000円未満の端数は切り捨てします。

※ 事業計画に交付要綱第14条に定める違反等があった場合は、経費の返還を求めることがあります。

6 応募条件

招聘アーティストは次の条件を全て満たすこととします。

- (1) 文化芸術の各分野で活躍している国内外のアーティスト又は団体（以下「アーティスト等」という。）を招聘し、県内で創造的な活動を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たり、他の著作権等を侵害しないこと。
- (3) 地域住民や職員等と良好な関係をもって交流ができること。
- (4) 期間中、少なくとも1回以上、宮城県内（屋内外を問わない）において、アーティストトーク、レクチャー、ワークショップ、学校訪問などの地域交流の場を設けること。
- (5) アーティスト等の健康が良好であること。また、本実行委員会からの要請に基づき、滞在中及び前後の健康状態について報告すること。
- (6) 健康保険、傷害保険、旅行保険等は、アーティスト等又は事業者で加入すること。保険料は支給内容に含まない。なお、当実行委員会は、保険加入等に関する責務を負わない。
- (7) 社会情勢の変化により、事業が変更又は中止となる場合がある点を了承すること。
- (8) 応募条件に同意し、応募から事業終了まで責任を持って行えること。
- (9) 日本語で意思の疎通ができること。通訳が必要な場合、通訳者に係る経費はアーティスト等の負担とする。
- (10) 過去3か年において、居住する市区町村に納付すべき税を滞納していないこと。
- (11) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (12) 18歳以上であること。
- (13) 作品制作終了後30日以内に実績報告書等を作成し、会長に提出すること。
- (14) 教養講座や趣味活動等の成果発表となるようなものでないこと。

※ 対象となる分野

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	書道、華道等
地域文化	地域固有の伝統芸能、民俗芸能等

7 活動の記録

本事業で制作された作品の著作権は、すべてアーティスト等に帰属しますが、記録写真、映像等の著作権及び公益に資する広報宣伝のためにそれらを使用する権利は、主催者に帰属するものとします。また、主催者及び主催者の了承を受けた者は、これら全てを無償で使用できるものとします。

8 応募について

芸術銀河ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記の応募期間内にL o g oフォームでの申請又は郵送で提出してください。

【提出書類】 交付申請書（様式第1号）

事業計画書（様式第1号の1）

収支予算書（様式第1号2）

団体規約及び役員名簿

その他会長が必要と認める書類

【応募期間】 令和8年6月19日（金）～7月21日（月）【必着】

【送付先】

① L o g oフォーム（みやぎ電子申請システム）

URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/1124160>

② 郵送（郵送に係る費用は申請者負担とします。）

宛先は「10 問い合わせ先」を参照願います。

9 審査について

(1) 審査の方法

有識者等による書類審査により審査を行い、厳正かつ総合的に判断して決定します。

(2) 審査のポイント

1	芸術性	他の団体ではできない独自のノウハウ、専門性を持っており、芸術性が高いと判断されるか。
2	実現性	事業コンセプトが明確であり、目標設定がされている。
3	公益性	地域の歴史や文化、自然等を取り入れ、地域住民と関わりを持ちながら活動を行えるか。また、若手アーティスト等の育成につながる事業であるか。
4	資金面	事業の実現にあたり、収支が適切に設定されているか。また、当補助金以外に自主財源を確保するなどの今後につながる可能性があるか。

10 問い合わせ先

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会事務局

・住所 〒989-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 消費生活・文化課内

・TEL 022-211-2527

・FAX 022-211-2592

・E-mail gei.jutuginga@pref.miyagi.lg.jp

別表

補助対象経費	内容	補助率
作品制作費・ 地域交流事業費	<p>◆作品制作費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、材料、展示準備、撤去、広報に係る経費 ・制作、発表用会場の借上等に係る経費 <p>◆地域交流事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストトーク、レクチャー、ワークショップ、学校訪問など、地域との交流事業に要する経費 <p>※いずれも実施宣伝・広報のためのチラシ・ポスター作成等に係る経費を含む。</p>	3/4
滞在費	<p>◆ホテル等の宿泊に係る費用及び宿泊場所から制作場所までの交通費等として、1日当たり最大10,000円</p> <p>◆宿泊に伴う空き家・ウィークリーマンション等の借上料（最大10万円）。</p> <p>※前項の制作及び発表用会場借上に係る経費との重複は不可。</p> <p>※宮城県内において宿泊することを条件とする。</p>	3/4
交通費	<p>◆アーティスト等の居住地又は所在地の最寄りの主要駅から実施場所までの往復分実費</p>	3/4

※補助額の合計上限は各経費合計で30万円とする。